

# 吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

2024年 7月 1日

GMOあおぞらネット銀行株式会社  
GMOペイメントゲートウェイ株式会社

2024年7月1日

吸収分割に係る事後開示書類  
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号  
GMOあおぞらネット銀行株式会社  
代表取締役社長 山根 武

東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号  
GMOペイメントゲートウェイ株式会社  
代表取締役社長 相浦 一成

GMOあおぞらネット銀行株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びGMOペイメントゲートウェイ株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2024年3月28日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、分割会社が営むアクワイアリング事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

なお、本件吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割、承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割に該当します。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 本件吸収分割の効力発生日

2024年7月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社において、会社法第787条第1項第2号の規定に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項及び同条第3項の規定に従い、2024年4月4日付の官報及び電子公告にて、本件吸収分割に異議のある債権者は一定期間内にこれを申し出るよう公告を行いました。申述期限までに本件吸収分割に異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第797条の規定及び第799条の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求の経過

本件吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第796条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第797条第1項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項及び同条第3項の規定に従い、2024年4月4日付の官報及び電子公告にて、本件吸収分割に異議のある債権者は一定期間内にこれを申し出るよう公告を行いました。申述期限までに本件吸収分割に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2024年7月1日をもって、本件分割契約の定めにより分割会社の本事業に関して有する加盟店契約その他本事業に関連する契約に係る権利義務を承継しました。

5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

2024年7月1日（予定）

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

本件吸収分割についての銀行法上の認可は、2024年6月20日に得ております。